

令和元年6月18日に発生した地震により被害を受けた方へ

村上しんきん「災害復旧ローン」のご案内

取扱期間	令和元年6月25日（火）～令和2年3月31日（火）
ご利用いただける方	令和元年6月18日に発生した「新潟・山形地震」により被害を受けた個人の方
ご融資金額	500万円以内
資金用途	被災からの生活再建にかかる次の資金。 ①住宅の補修・修繕費用 ②自動車の修理・買換費用 ③家具・家電等の修理・買換費用 ④申込人が借り入れた当金庫のしんきん保証基金保証付個人ローンの借換資金 (①～③のいずれかとの併用申込み、かつ借換資金は申込金額の50%以内に限りませ)
ご融資期間	3ヵ月以上10年以内
融資利率	年1.50% < 変動金利型 >
保証料	金利に含まれます。
ご返済方法	毎月元利均等返済または毎月元金均等返済（元金返済据置は6ヵ月以内） ※申込金額の50%以内につき6ヵ月ごとの増額（ボーナス）返済併用も可
担保・保証人	（一社）しんきん保証基金が保証しますので担保・保証人は不要です。
必要書類	・本人確認書類（運転免許証等） ・年収確認書類（申込金額が100万円超の場合必要。公的所得証明書、確定申告書（控）、源泉徴収票等） ・資金用途確認書類（見積書、注文書、請求書等）
その他	・次のいずれかに該当する資金は、災害復旧ローンの対象には該当しません。 ◇事業性資金 ◇個人間売買による購入費用 ◇支払先が申込人またはその配偶者、親（配偶者の親を含む）、子が営む法人・自営業 ◇支払済資金 ・ご融資金は、支払先へお振込みいただきます。なお、振込手数料については、お客様負担となりますので、あらかじめご了承ください。 ・審査の結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

詳しくは、窓口・渉外担当にお気軽にご相談ください

